



長野県報

10月29日(月)
平成24年
(2012年)
第2416号

目 次

規 則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（組織犯罪対策課）	1
-------------------------------------------------------------------------	---

告 示

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律に基づく障害児通所支援事業者のみなし指定（3件）（障害者支援課）	2
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障害者支援課）	5
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定（障害者支援課）	6
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	7

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活環境課）	8
一般競争入札（ものづくり振興課）	9

規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年10月29日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

長野県公安委員会規則第8号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年長野県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに法第15条第1項」を「、法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに法第30条の11第1項」に改める。

第2条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1

項及び第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

組織犯罪対策課